

2022年度運輸安全報告書

有限会社永峰観光バス

はじめに

当社は、過去の凄惨な事故を教訓に全てにおいて安全を最優先させるとともに安心・安全を運ぶバス会社として地域に根差した信頼のおける会社を目指しています。

有限会社 永峰観光バス
代表取締役 永峰 義寛

1.輸送の安全に関する基本的な方針

- ・運行前確認を徹底し、些細な異常も見逃さず報告する
- ・乗務員の健康管理の徹底。乗務前の飲酒を制限する
- ・ゆとりある運転ができる環境作り
- ・安全管理等の社内研修を充実させる
- ・関係法令を遵守し安心安全な運行が一番のサービスである事を常に忘れない

安全方針

- ・私たちは、ルールに従い、安全運転を行います。
- ・私たちは、全てにおいて安全を最優先します。
- ・私たちは、安全の維持・向上に努めます。
- ・私たちは、安全運転を通じ、最高のサービスを提供します。

2.輸送の安全に関する目標及び目標の達成状況

安全目標

安全確認を怠らず、ゆとりある運転を心掛け、事故0（ゼロ）を目指す！！

達成状況並びに事故に関する統計

項目	2021 年度	2022 年度	内容
人身事故	0	0	
追突事故	0	0	
車内事故	0	0	
後退時事故	0	0	
右左折時接触事故	0	0	

3.輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

(1) 運転者教育

運転者年間教育計画を作成し計画に沿って教育をするとともに関係法令の遵守、輸送の安全確保に向けた意識の向上に努めます。

(2) 交通安全運動等期間中は、事故防止運動を実施している。

(3) 年に 1 回以上安全管理の取り組み状況の点検を実施し、PDCA サイクルの再構築に努めます。

4.輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

別紙 1

5.輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

(1) 運転者教育

別紙 2 の運転者年間教育計画に沿って行っている。

(2) 役員または管理職

運行管理者講習・整備管理者講習・運輸安全マネジメントセミナーを適時受けている。

6.輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置

及び講じようとする措置

- ・年度末に「安全管理の取組状況自己チェックリスト」を用いて代表取締役と役員とで内部監査を行い PDCA サイクルの再構築を図っている。

7.安全統括管理者

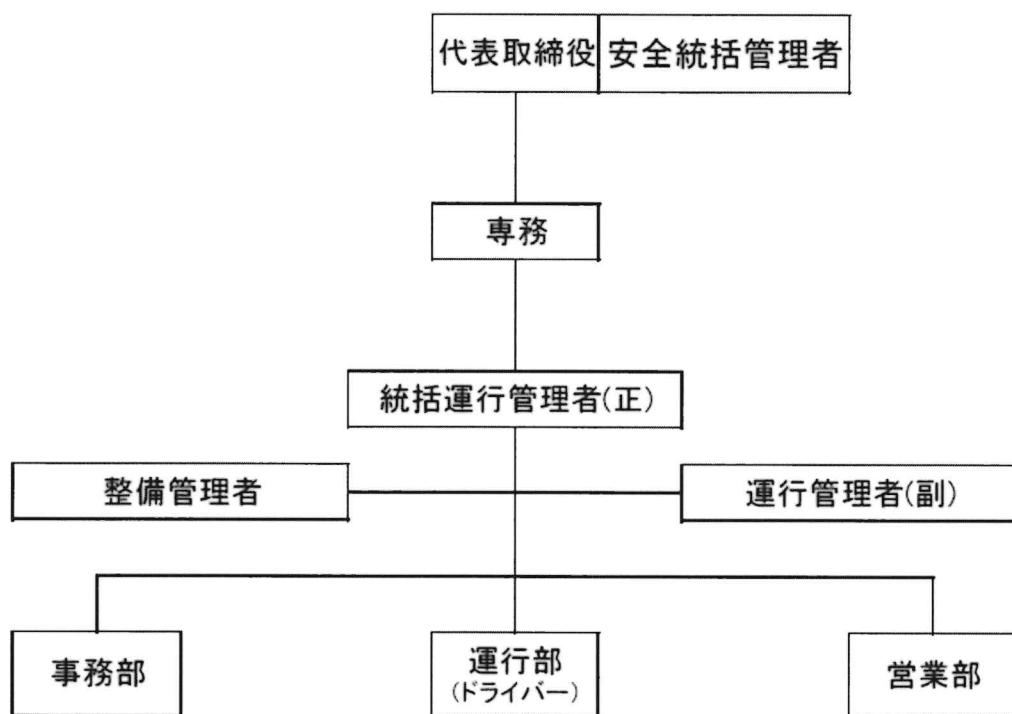
- ・代表取締役 永峰 義寛

8.安全管理規程

ホームページに記載の通り

別紙 1

(有)永峰観光バス組織図



別紙2

令和4年度乗務員教育計画予定表 社長 印 運行管理 印

	全体教育
4月	<p>① 1、事業用自動車を運転する場合の心構え {事業用自動車の公共性と重要性、運行の安全確保、他の運転者の模範となる安全でマナーの良い運転の心構えを指導}</p> <p>② 春の全国交通安全運動について（重点実施事項の周知）</p>
4月	<p>① 2、事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項 {道路運送法、道路交通法等の理解及び遵守すべきポイントの指導}</p>
4月	<p>① 4、乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項 {車内事故防止対策として事例を基にヒヤリ・ハット研修、シートベルト着用の徹底}</p> <p>② 梅雨期の安全運転について {適切な車間距離の確保・異常気象時の対応}</p>
4月	<p>① 5、旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項 {乗降口の扉の開閉時における事故防止等の指導}</p> <p>② 道路交通法順守のための乗降場所の確保</p>
9月	<p>① 6、主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況（運行経路の交通状況の把握）</p> <p>② 夏の交通安全運動について（重点実施事項の周知）</p>
9月	<p>① 11、安全性の向上を図るために装置を備える事業用自動車の適切な運転方法 {安全性の向上を図るために装置に係わる事故の事例説明、装置の性能及び留意点の指導}</p>
9月	<p>① 8、運転者の運転適性に応じた安全運転 {適性診断の結果に基づく個々の運転者の特性を自覚させる指導}</p>
9月	<p>① 7、危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法 {危険予知訓練の実施及び危険回避の方法の周知並びに事故発生時、異常気象時、災害発生時における対応方法の指導}</p> <p>② 過労運転防止とサービス向上について {睡眠不足による過労運転防止及び接客態度について}</p>
12月	<p>① 10、健康管理の重要性 {疾病に起因する交通事故事例の説明及び定期健康診断等による生活習慣病の改善を図る指導}</p> <p>② 年末年始輸送安全総点検について（重点実施項目の周知）</p>
12月	<p>① 9、交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法 {過労、睡眠不足、飲酒、慣れ、過信運転等交通事故の要因となる状態を理解させるための指導}</p> <p>② 労働基準法、改善基準告示の説明</p>
12月	<p>① 12、ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転の指導</p> <p>② 13、ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリ・ハット体験等の自社内での共有</p>
12月	<p>① 3、事業用自動車の構造上の特性 {車高、車長、車幅、死角、内輪差及び制動距離等の確認}</p> <p>② 14、タイヤチェーン、非常信号用具、非常口、消火器の取り扱いの指導</p>